阿衡の紛議
――上皇と摂政・関白――

瀧浪貞子

はじめに

いわゆる阿衡の紛議は、一般に仁和三年（八八七）閏十一月、即位直後の宇多天皇が基経に与えた勅書の中にあった、「宜下以二阿衡任一為中卿之任上」という言葉をとらえて基経側（実際には基経の家司藤原佐世の解釈）が阿衡には典職なしと批判し、基経が一切の政務から手をひいたことで国政が渋滞した事件[1]をいう。そんなわけでこの事件は言葉尻をとらえての些細なトラブルと理解されがちである。意外なことだが、これまで事件そのものを分析した研究がないのも、そうした理解と無関係ではなかろう。

この事件について留意すべき点は、第一に、「阿衡」の語を用いたのが発火点にはなったが、それ以前に、宇多と基経との間で紛争に発展しかねない状況があったことである。しかしこれまでその辺りについて関心をもつことは殆どなかった。第二に、この紛争においては、もっぱら基経側の反応だけが取り上げられ、宇多側の対応について検討されなかったことである。しかし事件の経過を子細に辿るなら、摂政・関白に対する宇多側の認識、端的にいえば誤解が紛議を惹き起こし、複雑にした要因であったことが分かるはずである。阿衡の紛議についてはその辺りから抜本的に検討し直す必要がある。

第三に、この紛争は結局摂政・関白の立場や職権をめぐるトラブルであったから、この事件の検討はおのずから摂政・関白論[2]とならざるを得ないが、これまでの研究では、摂政や関白の登場する契機を皇位継承との関係においてみる視角を欠いていたことである。

良房・基経が摂政や関白になり得た根拠は、通説のように天皇の外戚（近親）であったり、天皇擁立に尽力した点にあったことには違いないが、七世紀末の藤原京時代、持統女帝の孫文武の即位が女帝と不比等の協力によって実現されたように、皇位継承は一時期を除いて天皇家と藤原氏との妥協の産物であったといってよい。したがって良房・基経に至り、天皇権の代行あるいは天皇の補佐・後見の職が摂政・関白という形で明確化しはじめたことについても、それぞれの時期における皇位継承との関わり方から見る必要があった。これまで欠けていたそのような視点から見る時、摂政・関白はあらたな相貌を表すに違いない。

以下本稿では、右に述べたような観点から摂政・関白の登場した経

緯やその政治史的意味を明らかにし、それを通して阿衡の紛議の真相を解明することに努めたい。

なお本文中、とくに記さない限り史料は『三代実録』によっている。

一　摂政・関白の系譜

(1)　摂政の条件

摂政の系譜を明らかにするために、順序は逆になるが、基経が摂政となった経緯から検討をはじめたい。

基経に、「保二輔幼主一、摂二行天子之政一、如二忠仁公（良房）故事一」との詔が下されたのは貞観十八年（八七六）十一月二十九日のことである。この日清和天皇（二十七歳）は九歳の皇太子貞明親王こと陽成天皇に譲位し、詔を下したのであるが、その詔には熱病に悩まされて「不レ堪レ聴二朝政一」るだけでなく、近年災異が頻りに起こり、そのことを思うたびに気が沈み、譲位を決意したとある。確かに暴風（貞観十六年）や大旱（同十七年）、淳和院・冷然院の焼亡（同十六・十七年）など災害が相次いで起こっている。とくにこの年（貞観十八年）四月の大極殿の焼失は、遷都以来始めての出来事というだけでなく、それが内裏の正殿であっただけに清和のショックは小さくなかったろう。皇太子貞明が、清和自身が即位した年齢（九歳）になっていたこともあってこれが譲位に踏切らせた理由と思われる。

この時基経は右大臣で、上席には左大臣源融がいたが、右の詔によれば、「左大臣源朝臣波（融）為レ性蕭疎之天、朝務乎仕奉爾不レ耐止己先々爾申乞止己慇懃奈利、朕且不レ欲レ奪二其志一」とあって、融は体よく引退させられている。これにより基経は政界のトップとして陽成を補佐することになる。

さてわたくしが留意したいのは、譲位に際して上皇清和が基経に求めたその立場である。詔には左大臣源融のことを述べたあと、次のように見える。

少主乃未レ親二万機一之間波、摂レ政行レ事牟止許、近久忠仁公乃如レ保ヨ佐朕身一久相扶仕奉倍之、又古人有レ言利、上多岐時爾波下苦止奈毛所レ聞、是以、太上天皇止布伊号毛停女、亦諸乃服御乃物停賜布、

その主旨は、忠仁公（良房）が自分（清和天皇）を補佐したように、「少主（陽成天皇）」が国政を執れない間は、（少主に代わって）基経が摂行してほしい、といい、自らの譲位については、国家財源の負担が多くなるから、「太上天皇」の称号もそれに付随する服御物も辞退する、というものである。これは上皇権の放棄を表明したことに他ならない。これ以前、淳和天皇が譲位に際して、「上多き時には下苦しむ」（『続日本後紀』天長十年二月二十八日条）としてやはり上皇の称号とその待遇の辞退を申し出たことがあるが、それは当時、嵯峨上皇が存在しており、二上皇となるからであった。しかし清和の場合、上皇はいなかったから、辞退の真意は別の所にあったとみなければならない。それは清和が上皇の身分を放棄することで、基経に、自らに代わる立場を求めたとしか考えられない。この事実は摂政の本質を考える上できわめて重大である。

これに対して基経は二日後の十二月一日、「右大臣従二位兼行左近衛大将藤原朝臣基経抗表辞二摂政一」とて辞表を提出したが、その中で

基経は次のように述べている。

伏奉二去月廿九日伝国　詔命一曰、少主未レ親二万機一之間、臣基経摂二行政事一、如二忠仁公故事一、臣某中謝伏惟、忠仁公徳崇功大、仁義兼資、況先帝之親舅、　陛下之外祖、人望皆帰、官歯既貴……

忠仁公こと良房は徳が高く功績も大で、仁義の資質を兼ね備えていただけでなく、先帝（文徳天皇）の親舅にして陛下（清和天皇）の外祖父であった。だからこそ人望を集め、官も尊いのである、と。すなわち基経の考えは、良房の故事にならって自分に国政を摂行せよとの仰せだが、良房が摂政となったのは（人格資質はもとより）天皇の「外祖父」だったからだ、（自分はそうではない）というものであり、それが辞退の理由となっている。基経の場合、陽成天皇は基経の妹、高子の子であるから、基経は天皇の伯父に当り、ミウチ関係でいえば（外）祖父の立場には及ばない。

しかし清和は基経の辞退を認めなかった。そこで基経は二度目の上表文を提出するが（同十二月四日）、それには幼帝に対する基経の考え方が述べられていて注目される（なお、上表文はすべて菅原道真作。『本朝文粋』巻四に収める）。

臣謹検二前記一、太上天皇在レ世、未レ聞二臣下摂レ政、幼主即位之時、或有二太后臨レ朝、　陛下若宝二重社稷一、憂二思幼主一、臣願公政之可レ驚二視聴一者、将レ聞二勅於　陛下一、庶事之無レ妨二施行一者、又請二令於皇母一、……

すなわち太上天皇が在世している時、臣下が政務を執るということは聞いたことがない。また幼帝の場合、その母である皇太后が（幼帝に代わって）政務を行なうことはある。陛下がもし国家を重んじ幼主を憂えるならば、願わくばどうか天下の重大事は勅を陛下（上皇）に仰ぎ、その他の小事は令を皇太后に請うようにしていただきたい、というのである。ただし『三代実録』では「太上天皇在世云々」の記載がなく、[3] 幼主のことを思うなら、「皇母尊位之後、乃許二臨レ朝之義一、臣竭レ力施レ功、不二敢懈緩一」とあり、基経は皇太后の下で政務を執ることを申し出ている。のちの編纂物に「太上天皇在世云々」の部分が落とされているのは、その後の政治過程を考えれば意図的なものと思われる。いずれにせよ、ここには幼帝を代行するのは上皇（天皇の父）もしくは皇太后（天皇の母）という認識のあったことが示されている。

むろん清和はこれも許さず、結局基経は陽成の「摂政」となっている。元慶三年（八七九）九月九日、斎宮の伊勢下向に供奉する神祇大副大中臣有本に対して、基経が「代二天皇一」って勅を下しており、基経の役割を知ることが出来る。

二度にわたる基経の上表文を通して知られるのは、上皇や皇太后の政治関与が社会的通念となっていたことである。譲位が一般化するなかで生れた政治概念であることはいうまでもない。したがって清和が上皇の立場を放棄したのは基経に上皇権を行使させるためであり、基経の摂政は清和の上皇権を踏襲したものといってよい。摂政が「天皇」権の代行者となり得たのは、何よりも上皇になり代わってのことであり、「上皇」権の代行者たることが第一義であったことを見落としてはならない。ここで摂政登場の背景を理解するために、しばらく平安期における上皇の立場について見ておきたい。

(2)　オジ―オイ相承と承和の変

そもそもわが国では、上皇（太上天皇）の政治介入は、当然のことといわないまでも決して異例なことではなかった。藤原京時代、持統が孫の文武に譲位し、上皇として「共治」したように、上皇は本来政治に関与すべき立場として出現したものだった[4]からである。上皇の地位および身分についてはその後、法制上、天皇の次位に規定されるが、実際には天皇の父（あるいは母・兄・姉）であること、つまり家父長ともいうべき立場から政治面に上皇の意志が反映され、奈良時代には聖武や孝謙のように上皇が大権をもち、政治に介入するのがむしろ常態になっている。それが皇権のスムーズな継受を目的とした譲位本来の意図に添うものであった。したがって譲位の制が確立していない段階では、上皇の行動や発言は政治的な波紋を誘発する可能性を含んでいた。平安初期の弘仁元年（八一〇）、嵯峨天皇の即位直後、平城上皇との間に起った薬子の変は、譲位が慣例化する過程で早晩惹き起されることが予想された上皇権力と天皇権力の対立が原因であり、起るべくして起った事件[5]であったといえる。

しかもこの薬子の変は、その後における嵯峨の政治に大きな影響を及ぼすことになる。とくにそれが上皇と天皇との対立であったことにかんがみ、①上皇権の抑制、はもとより、②皇権そのものの安定化、の必要性を痛感させた。上皇御所としての「後院」（冷然院・朱雀院）を京中に始めて設けたのが前者（①）であるとすれば、後者（②）を意図して案出されたのが、次にみるような皇位継承に独自の原則を導入したことである。

すなわち薬子の変によって皇太子高岳親王（平城上皇皇子）が廃されたあと、嵯峨の弟大伴親王が立太子した。次の淳和朝では上皇嵯峨の皇子正良親王が立太子されている。そのあと正良こと仁明朝でも新上皇淳和の皇子恒貞が皇太子に立てられている。これらに共通しているのは、いずれも現天皇の皇子ではなく、上皇＝前天皇の皇子が立太子されていることである。次代の皇位継承者（皇太子）に、そのつど「上皇の子」を立てるというこの方式は「父子相承」ではないし、といって「兄弟相承」でもない。具体的には「伯叔父→甥」を基本とする継承であり、世代交替の在り方から、わたくしは「オジ―オイ相承[6]」と呼ぶことにしているが、上皇は現天皇の父ではないために、その立場や権限はおのずから抑制されることになる。父子（嫡系・直系）相承との大きな違いである。これを上皇権の抑制による皇権の安定化とみるゆえんである。

嵯峨や淳和の皇子が一代を置いてそれぞれ即位したという結果だけをみると、いかにも嫡系相承（父子相承）のごとくであるが、嵯峨の意図するところはあくまでも「譲位を前提とする皇位継承」（オジ―オイ相承）にあり、それは同時に譲位そのものを安定化する措置であったといえるであろう。父子相承を避け、一世代を隔てることにしたのは即位年齢の低下を避けるという意図もあったと考える。

七世紀、持統女帝以来の皇位継承が嫡系相承、すなわち文武―聖武―基王へと草壁の嫡系[7]に限定しすぎたために却って混迷を招き、結局奈良末に至り、その皇統は断絶した。嵯峨の措置は、こうした父子（嫡系）相承のもつ危険性に学びつつ見出だした新たな皇位継承法であった。嵯峨はその実現のために皇后の立場を重視し、後宮の再編・

整備に腐心したことは別に述べたので[8]、繰り返さない。女御・更衣の制度化も皇族賜姓も、まさにそうした目的実現に向けての措置であった。しかしこのような嵯峨の思惑も、承和の変によって一挙に消滅した。

承和九年（八四二）七月、嵯峨上皇が没して二日後に起った、いわゆる承和の変の経緯については省略するが、その結果、皇太子恒貞は責任を追及されて廃太子され、翌八月、仁明天皇の皇子道康が皇太子に立てられた。留意されるのは、廃太子恒貞は前天皇（上皇）の皇子であったから、この事件によって仁明―恒貞という非父子相承から、仁明―道康という父子相承へと切換えられたことである。これは譲位制下の皇位継承、いうならば平安朝的な皇位継承法の安定化を考えていた嵯峨の意向にそむくものといわねばならない。

この事件は嵯峨の皇后嘉智子と良房[9]の利害の一致によって企てられたものといってよいが、従来この変に関して、皇位継承の原則が切換えられたことに注目することはなかったように思われる。それが重要なのは、上皇の政治介入を可能とする条件が再び生まれたからである。しかも父子相承は即位年齢の低下をもたらす土壌となった。

こうして上皇の存在が重視される状況が醸成されつつも、現実の政治過程では、しばらく上皇が登場することはなかった。その後の天皇が、仁明天皇ついで文徳天皇と二代続いて在位中に亡くなっているからである。そしてそれが上皇に代わる存在として天皇の母方のミウチ、藤原氏の介入を許す土壌となった。いわば上皇権の未熟さが藤原氏の政治介入、すなわち摂政登場の誘因となったのである。

このような推移を見れば、清和が上皇として存在する限り、上皇に代わるもの―摂政の登場する余地はなく、基経が摂政になることはない。清和は基経を摂政とするために自らの上皇権を放棄したのである。

(3) 良房の〝摂政〟

基経の摂政が清和の上皇権を踏襲したものであったとすれば、その際引合いに出された「忠仁公」こと良房の立場も同種のものであったということになろう。

たしかに良房の摂政も上皇権の代行という意味合いが強い。しばらく、遡って良房の場合を考えてみる。

良房に摂政の詔[10]が下されたのは貞観八年（八六六）のことである。ただしこれ以前、天安二年（八五八）八月、文徳天皇が亡くなり、良房の娘明子所生の皇太子惟仁こと清和天皇が即位したが、時に九歳の幼少であったことから良房が事実上の代行、すなわち摂政の任に当ったことはこれまで指摘されてきた通りである。『公卿補任』には良房について、即位の日「十一月七日宣旨為二摂政一」とあり、摂政の宣旨があったことを記すが、『三代実録』には見えない。後世の追記とみてよいであろう。

良房の場合留意されるのは、その前年、斉衡四年（八五七）二月十九日、太政大臣に任命されていることである。しかも良房は当時右大臣であったから左大臣を経ずに就任したことになる。ただしその前月（正月）、良房は、長年右大臣に在任していることを理由に二度（二十一日・二十六日）にわたって辞表を提出している。むろん文徳は許さず、詔を下して、「右大臣正二位藤原良房朝臣波朕之外舅那利、又稚

親王止大坐時与、助導支、供奉礼利留所」もあるといい、また右大臣の官は先帝（仁明天皇）が任命したものであって、「朕未レ有レ所レ酬、是以、殊爾太政大臣乃官爾上賜比治賜」うと述べている（『文徳実録』）。

良房はこの太政大臣任命に対して三度辞表を提出しているが、むろん形式的な手続きで、いずれも文徳は認めていない。ただし、職田・資人・帯刀など太政大臣の給与・待遇についてだけは辞退を了承している。こうした経緯を考えると右大臣の辞表は文徳を促すためのジェスチャーであったとしか思えない。結果は良房の思惑通りで、文徳は太政大臣という破格の昇進をもって良房に報いたのである。ちなみに任官の二日前、木連理・白鹿が献上され、これを瑞祥とみて天安と改元する詔が下されている。明らかに太政大臣の任命に連動するものであり、それが特別の人事であったことを示している。

さて太政大臣については、かつて天智朝の大友皇子や持統朝の高市皇子など皇親が任じられ、それが執政官的な機能を有した[11]ことは知られるところである。人臣では令制以降、不比等やその息武智麻呂・房前、同永手・百川らに没後の贈官として与えられるのが例となっていた。その間仲麻呂がこの官名を「太師」と改めて自らが就任し、道鏡が「太政大臣禅師」に任命されることはあったが、一般にはいずれも特異事例とみなされ、したがって生前太政大臣に任じられた良房が人臣最初とするのが通説となっている。結果はその通りであるが、しかしそうした理解が大事な点を見落とすことになっているように思われる。

大友皇子や高市皇子といった皇族の太政大臣のあとをうけ、飛鳥時代から奈良時代にかけて登場した知太政官事もすべて皇親が任命されているが、看過出来ないのは、いずれもその任命が時の上皇の死をきっかけにして行なわれていることである。この事実は太政大臣・知太政官事の役割が上皇の立場なり役割と共通していることを示している。[12]換言すれば、太政大臣・知太政官事は皇親が上皇に代わる役割を与えられ、任命されたものと考える。こうしたことからわたくしは、天皇の外舅である良房の太政大臣任官も上皇に代わる立場が与えられ、それによって良房は皇族（皇親）に準じる扱いを受けるようになったと見る。これには良房がこれ以前から特別の立場にあったことも無関係ではなかったろう。

すなわち良房は文徳の外舅、皇太子惟仁（のちの清和天皇）の外祖父であったことに加えて、室が嵯峨の皇女、源潔姫であった。潔姫は弘仁五年（八一四）五月、嵯峨天皇の皇子女八人が賜姓された折り、源朝臣を賜って臣籍に下されているが（『新撰姓氏録』）、この嵯峨に始まる一世源氏は賜姓皇族の中ではもっとも格式が高かった。良房はその一世皇女を嵯峨の勅によって娶った最初の非皇族者であった（『文徳実録』斉衡三年六月二十五日条）。これは良房の父冬嗣が嵯峨の腹心であり、嵯峨の信任を得ていたことによるものであるが、冬嗣の娘の順子が東宮時代の仁明の後宮に入ったこととともに、破格の扱いであったとみなければならない。藤原氏と皇室との関係はこれ以前、桓武天皇の延暦十二年（七九三）、藤原氏に限って二世王（女王）との婚姻が認められ（『日本紀略』）、それ以来別格扱いされているが、良房の場合はそれをも超える扱いであったわけで、潔姫との婚姻は両者の結合をより深め、強いミウチ意識を抱かせたことは間違いない。文徳が良房を太政大臣に任じ、準皇族の立場を与えたのもそうしたミウ

チ意識の表れといってよいであろう。病弱の文徳は、当時「頻りに万機を廃す」（『文徳実録』天安二年八月六日条）という状態であったから、良房の太政大臣就任は文徳を補佐し後見者としての立場を求めたものであったといってよいであろう。

文徳が没した後、清和が即位するに及び、周知のように、太政大臣良房が事実上の「摂政」となったが、それは亡くなった文徳に代わる上皇の立場に立ったことを意味する。それが、九歳というかつて例のない幼少天皇の即位を可能にした理由である。ちなみに清和は生後八ヵ月で立太子して以来、即位後も内裏に遷らず東宮に住んでいる（貞観六年に始めて内裏に入御する）。こうしたことも過去に例をみないが、その東宮は良房の邸宅であった可能性が強い。それが可能であったのも良房が〝上皇〟の立場を与えられていたからである。良房については人臣最初の摂政というより〝上皇〟になったという方が、その立場をより正確に表している。

良房の養嗣子基経が、清和上皇から、「忠仁公の故事」にならって幼主陽成天皇を補佐してほしいと要請されたのは、まさに右に述べたごとき意味での良房の役割であり立場であった。

さて良房が正式に摂政となったのは応天門事件の直後、貞観八年（八六六）八月十九日のことで、太政大臣良房に対して清和は、「摂二行天下之政一」との勅を下している。同二十二日の勅に「廼者災異荐臻、内外騒然、須下頼二公助理一、且得中謐静上」とあり、内外騒然としている時こそ良房の助力が必要だというのが理由である。これまでみてきたように、良房はすでに事実上摂政の立場にあり、したがってこの時、改めて摂政に就任したのは応天門事件がきっかけであったことは間違いない。良房がこの事件にどの程度関わっていたのかは不詳であるが、この事件を最大限に利用したことだけは確かである。ちなみに清和は二年前の貞観六年正月に元服して、同十一月、内裏に遷御していた。そうしたことから良房の権限や地位を改めて明確にする必要があったことも事実であろう。摂政の勅はそのために下されたものといえる。

この時の勅はそれまでの良房の立場を追認したものにすぎないが、そうだとすれば留意されるのは、摂政は元服前という、のちにみるような原則がこの時点ではまだなかったことである。元服後でも引き続き「摂二行天下之政一」せよとの勅が下され、事実上摂政となっているからである。しかしこのあと清和は手勅を下したり（貞観八年十二月八日）、承和の仁明朝以降絶えていた聴政を復活し、みずから紫宸殿に出御して政を視たりしており（貞観十三年二月十四日）、良房はどちらかといえば、のちの関白的立場である。その意味では元服後は関白という原則の萌芽がみられるが、関白とはいわず天下の政を摂行しているところにこの時期の「摂政」の特徴がある。

ともあれ大事な点は、良房の場合、文徳が亡くなったことで摂政となったという事実である。それはなかば偶然の所産といってよいが、これに対して基経の摂政就任は清和が意図的に上皇権を放棄した結果実現したことである。しかし良房と基経とで就任の経緯は異なっても、どちらの場合も上皇権を踏襲したものであったことを再度確認しておきたい。摂政とはもともと上皇の権能に他ならなかった。

二　幼帝忌避の背景

清和天皇が譲位に際して基経に幼帝陽成の摂政を命じたことは前章で述べた通りであるが、清和はこれ以前から、基経現任の右大臣が「摂政乃職爾波不二相当一」として、太政大臣に就くよう促していた。しかし基経の辞退によって実現しなかった。元慶四年（八八〇）十二月四日、その清和が没した日、陽成は勅を下し、清和の遺志を伝えて基経を太政大臣に任じ、「摂政之職」はこれからも一層勤仕してほしいと述べている。この任官は、左大臣源融を越階してのもので、基経を陽成の〝良房〟に仕立てようとした（故）清和の意図がうかがわれる。

ところが基経は、これを強く辞退する。そこで陽成は、あらためて「此職、太上天皇（清和）之所二拝授一」（十二月十五日）であり、自分が自由に出来るものではないと述べて従うように求めるが、基経は執拗に辞表を提出し、それは四度（通例は三度）に及んでいる。そのあげく自邸に引きこもったため、国政は完全にストップしてしまう。ただしこの間（元慶五年正月十五日）、基経は正二位から従一位に昇叙されているが、この方は辞退した形跡がない。太政大臣の辞退はよほどの理由あってのことであろう。しかも翌元慶六年正月二日、十五歳の陽成が元服すると、同月二十五日、「請下罷二摂政一帝親中万機上」と、今度はそれまで就任していた摂政についても辞表を提出した上、陽成自身が万機を親裁するように要請して再び政務をボイコット、それはじつに一年半にも及び、ついに同七年十月、弁史らが基経の邸宅堀河第に行って庶務を処理するという事態にまで至っている。

清和没後におけるこのような基経の一連の行動―二度にわたる執拗な政務のボイコットをどう理解すればよいのか。

太政大臣については、それに任じられる資格を考えれば基経が躊躇したのは当然であったと思われる。太政大臣は本来、皇親が就任すべきポストだったからである。すでに述べたように、養父良房は天皇の外戚であるだけでなく妻も嵯峨の娘であったから、太政大臣に就任して不思議はないが、陽成の伯父にすぎない基経にはそぐわない官職であった。その意味では基経が、陽成天皇の外祖父でないことを理由に摂政を拒否した論理と一貫しているといってよいであろう。

ただし太政大臣任官を再三再四辞退した理由はそればかりではなかったと思う。端的にいえば、基経の陽成に対する嫌がらせであり、威嚇であった。そればかりか、基経はこの時すでに陽成を廃位に追い込む意図さえもっていたようだ。そのことが表面化するのは元慶七年（八八三）十一月十日、陽成の乳母紀全子の所生、散位従五位下源蔭の男益が殿上で陽成に格殺されるという事件が起きた時である。兼てから陽成の言動に手を焼いていた基経も、この時ばかりは参内し、同十六日、「宮中庸猥の群小」を追放している。その結果陽成は翌八年二月、基経に手書を送り、病気を理由に譲位するが、実際は基経によって退位に追いやられたも同然であった。太政大臣の辞退は理にそったものであるが、その根底に陽成嫌いという基経の私情が強く働いていたことは確かである（陽成廃位後、太政大臣に就任している）。

基経の行動から帰納されるもう一つのことは、摂政が幼年天皇を補佐するものとの明確な認識を基経がもっていたことである。陽成の「元服」を理由に摂政を辞任したのがそのことを示している。これは

良房にはみられなかった重要な点であるが、これについてはのちに取り上げる。

さて陽成に代わって即位したのが五十五歳の時康親王こと光孝天皇である。基経の従兄にあたるが、これまでの天皇に比して基経との血縁関係は無きに等しい。

基経に血縁のある人物がいなかったのではない。当時基経には妹高子の子、貞保親王（陽成天皇の弟）がいたし、とくに娘佳珠子には清和天皇との間に貞辰親王がいたから（貞保と同様、この時十歳前後であった）、基経が望むなら外祖父（貞保の場合は外舅）として幼帝の後見にあたること、すなわち摂政となることは意のままであったろう。ところが基経はみずからその特権的な立場を放棄して光孝を擁立する。これは基経がミウチの幼帝を立てるのを強く忌避したことの表れに他ならない。陽成がミウチ（甥）であったばかりに、かえって負い目になってしまった。基経は陽成にも幼帝にも懲りたのである。ちなみに当初基経が要請したのは承和の変で廃太子された恒貞親王（すでに入道しており、号は恒寂）で、当時六十歳であった。しかし強く辞退され、五十五歳の光孝に定められたという（『恒貞親王伝』）。二度までも高齢者を選んでいるわけである。

それにしても基経が「摂政」の座を放棄してまでもミウチ関係の薄い、しかも高齢者の光孝を擁立したのは何故か。その後の常識をもってすれば不可解としか思えない選択だが、基経には権勢欲がなかったということであろうか。

そうではあるまい。わたくしはそれを、ひとえに陽成の上皇権を排除するためであったと見る。この時陽成は十七歳であった。したがって遙かに年長の五十五歳の光孝が立つことで陽成の家父長権、すなわち上皇としての立場は事実上無きに等しいものとなろう。これは天皇による上皇権の抑制で、逆転した発想である。それを意図して基経は高齢者を擁立したのである。当初基経が六十歳の恒貞を要請したのも同様である。いずれにしても問題が上皇権にあったことを看過しては光孝擁立の意味は理解出来ないと考える。光孝もまたそうした基経の意図を誰よりも敏感に捉えている。

光孝が即位して二ヵ月後、元慶八年（八八四）四月十三日、漢の明帝の言葉、「我子不レ当下与二先帝子一等上」を引用して、自らの皇子女二九人すべてに源朝臣を与え、左京一条に貫付[13]したのがそれである。勅には嵯峨天皇以来の例にならって国費を省くためとあるが、皇子女の皇位継承権を放棄することで、基経に権勢の座を保障したのである。天皇として驚くべき自己抑制といわねばならない。しかも太政大臣基経の立場を明確にするために、翌五月九日には太政大臣について職掌があるかどうか、唐の官名では何に当るかを調べさせている。しかし菅原道真ら諸博士八人の一致した意見は、太政大臣に定まった職掌はないが、職事官ではある、というものであった（同五月二十九日）。そこで翌六月五日、光孝は基経に詔を与え、その功績は「乃祖淡海公（不比等）、叔父美濃公（良房）与り毛益左利」といい、自分もそれに報いたいと思うが基経は必ずや辞退して「政事若壅世无」と思い悩んで、「本官乃任爾、其職行牟」と所司に（太政大臣の職掌を）調べさせたが、「師範訓導乃美爾波非安利介り。内外之政无レ不レ統久毛有倍加利計利」として、

仮使爾無レ所レ職久可レ有久止毛、朕耳目腹心遷所レ侍奈波礼、特分二朕

憂二毛思乎止保須、自二今日一官庁爾坐天就天万政領行比、入輔二朕躬一、出総二百官一倍之、応レ奏之事、応レ下之事、必先諮稟与、朕将二垂拱而仰レ成、

と述べ、基経に「奏すべきこと、下すべきこと」―機務奏宣の権限を与えている。機務奏宣の権限とはすなわちのちの関白の職掌である。関白の語はみえないが、関白の実がここに始まっていることはすでに指摘されている通りである。しかしここでわたくしが注目したいのは、光孝が基経に最大限の権限を与えようとしているにもかかわらず、それが「摂二行天子之政一」することではなかった点である。少なくとも陽成時代の摂政のごときものではなかった。五十五歳という光孝の年齢であってみれば、天皇権を代行する役割は不要であったからである。しかし一ヵ月後の七月六日に基経が光孝に提出した上表には「方今左右大臣、朝之柱石、国之葭莩、舜既任二其夔龍一、周能得二其魯衛一、画一之寄、将更待レ誰」といい、左右大臣が朝廷の柱石として存在するのにどうして自分ごときが必要であるのか、と謙遜しているが、むろん本心ではない。そういいつつ、実は自らの立場と権限を明確化したかったとみてよいであろう。

これに対して光孝は二日後の八日、早速勅書を送り、「一事不レ詢如レ蒙レ霧、故命二其事事諮稟一、欲レ令下夫知中朕之於レ公无三一日不二相見一、無上三一事不二相詢一也」と、「関白」の役割を繰り返し述べており、「摂政」の語を用いることはない。またその勅書の中で「如何責二阿衡一、以二忍レ労力レ疾」といい、基経のことを「阿衡」[14]と称しているが、これが後におこる事件に関わるものとして留意される。

こうしたやり取りから知られるのは、幼年天皇と成人天皇とでその後見者に立場の違いがあること、換言すれば摂政と関白には職掌の違いのあることが次第に明らかとなり、光孝と基経の二人はそのことを了解していたということである。先に述べたように、陽成の元服後、つまり成人天皇となったあとすぐに基経が摂政の辞表を提出したのも、基経にこうした認識があったからである。ちなみに光孝の在位中は、一度たりとも政務をボイコットしたことはなかった。そればかりでなく基経自身、日本紀の中から聖徳帝王や有名諸臣を抄出させたり、「年中行事障子」を献進するなど[15]、積極的に国政を担当している。

三　摂政・関白論争

さて、その光孝が在位三年で病床に臥すようになり、仁和三年（八八七）八月二十二日、基経以下の公卿たちは光孝に上表し、立太子を要請した。同二十五日、光孝は詔を下し、「朕之諸児、皆錫二朝臣之姓一、斯誠節二国用一、息二民労一之計也」と述べたあと「第七息定省、年廿一、扶二持朕躬一、未二曾出レ閤、寛仁孝悌、朕所二鍾憐一」であるとの理由で定省を親王に復し、皇嗣としている。翌二十六日、定省は立太子したが、この日光孝が崩御したので、翌日践祚している。二十一歳の宇多天皇である。一度臣籍に降下した者が皇位に即くのも異例なら、立太子の翌日に践祚するのも前例のない措置であった。すべて基経の尽力によるものとみて間違いない。

十一月十七日、大極殿で即位した宇多は早速基経に勅書を送り、その補佐を要請したあと、「如レ此之言若有二辞退一、更亦不レ住二世間一、小子不レ摂二世間之政一、抛二小君之号一逃二隠山林一、是所レ念也」と述べて基

経の恩義に深謝したことはよく知られている。またのちに宇多が左大臣源融に語ったところによれば、基経に向かって、「今無レ親レ可レ憑、既成レ孤未レ覚レ知二政事一、更属二誰人一、惣無二善悪一皆以当知、況卿従二前代一猶摂政焉、至二朕身一親如二父子一、宜二摂政一耳」とも述べたという（以上『宇多天皇御記』）。しかし阿衡の紛議はこの直後に下された宇多の詔に端を発する。

仁和五年十月といえば、その紛議が終結したあとのことになるが、それ以前、宇多が「朕本意」を認めたという手紙に対して、基経は次のような返事を送っている。

基経従レ始无二何意一、然前詔者有下可レ関二白大少事一之恩命上、後詔者以二阿衡之任一為二卿任一者也、微臣疑二先後之詔其趣一同一、暫不レ覩二官奏一、敬慎之懐、更无二他腸一、

（『宇多天皇御記』）

ここで基経は、最初の詔には「関白」といいながら、あとの詔にはそれを「阿衡」と言い換えたことが不満だったと述べている。しかし宇多に対する基経の不満はこの時に始まったのではない。じつは前段階ともいうべき下地があってのことだった。その辺りのことを理解しなければこの事件の本質をとらえることは出来ないと考える。以下、事件の発端とそれ以後の経過を追って検討してみたい。

そもそも即位直後の十一月二十一日、宇多は基経に対して次のような詔を下している。

賜下摂政太政（基経）大政大臣関二白万機一詔上

詔、朕以二凉徳一奉二茲乾一、符臨二鳳扆一而如レ履二薄氷一、撫二龍軒一而若レ渉二淵水一、自レ非二太政大臣之保護扶持一、何得下恢二宝命於黄図一正上旋機於紫極上哉、嗚呼三代摂政、一心輸レ忠、先帝聖明、仰二其摂録一、朕之沖眇、重以二孤煢一、其万機巨細、百官惣已、皆関二白於太政大臣一、然後奏下、一如二旧事一、主者施行、

これが「関白」の詔の初見で、作者は宇多の侍読橘広相である。前に述べたように、光孝の勅とほぼ同様の内容で、ここに「旧事の如くせよ」とあるのが、そのことをさす。

気になるのは、宇多（側）が表題では「賜下摂政太政大臣関二白万機一詔上」といい、詔中でも基経を「三代（清和・陽成・光孝）の摂政」であったと記していることである。基経に対して「摂政」として協力を要請したことは前述した通りである。これをみる限り、宇多は基経に「摂政」という立場で「関白」することを求めている。換言すれば宇多は摂政の権限とは天皇を関白することである―そう理解していた如くである。のちの常識からすれば混乱しそうである。

この詔に対して閏十一月二十六日、基経から辞退の上表文が提出された。『政事要略』（巻三十）に収めるその内容からいって、当時慣例通りの上表文であったとみてよいが、留意されるのはその表題が「太政大臣辞二摂政一第一表」と記されていることである。

すでに光孝時代、摂政と関白の違いは明白な事実として受けとめられていた。したがって基経はその立場が宇多の摂政ではなく、関白であることを十二分に了解していた。宇多が成人天皇である以上、摂政ではありえないし、事実基経がその立場を求めた形跡もない。にもかかわらず基経がこの辞表に「摂政」と記したのは、宇多の詔の文言を反語的に用いることで、その誤用に反省を促したものではなかったろうか。そこには基経の苛立ちすら感取される。しかし宇多側には基経

の仕掛けた謎がまったく理解出来ていない。というのは次に掲げるように、この辞表に対して下された勅答（翌二十七日）も言葉使いの点で前詔と何ら変わる所がなかったからである。おそらくこのようなやり取りが続いたら、それだけでもトラブルに発展する可能性は十分にあったと考える。

ところが二度目の勅はそれにとどまらなかった。その中に「阿衡の任」と記されていた。問題となる箇所だけ抜粋して掲げておく（『政事要略』巻三十）。

答二太政大臣辞二関白一勅　橘納言作

勅、太政大臣藤原卿、中務省昨進二表函一、披而読レ之、有レ辞二摂政一、（中略）、宜下以二阿衡之任一為中卿之任上、先帝右執二卿手一、左撫二朕頭一、託以二父子之親一、結以二魚水之契一、宛如レ在レ耳、豈而忘乎、援レ筆哽咽、言不二多及一

繰り返すことになるが、ここでも宇多は「答二太政大臣辞二関白一勅」という一方、本文では「有レ辞二摂政一」と記しており、関白と摂政の語を混用―というのは第三者の判断で、宇多は同じものとして用いている。このことは起草者広相を含めて宇多側が、摂政と関白の立場なり職権の違いをこの時点でも認識していなかったことを示している。この勅が問題になったのは、その上さらに基経の立場をいうのに「阿衡」を持ち出したことにある。基経は一切の政務から手をひき、自邸に退いてしまった。何故基経は怒ったのか。

阿衡は中国古代の宰相のことで、いわゆる三公（太政大臣・左大臣・右大臣）をさす。これ以前、前述したように光孝が勅書の中で基経のことを「阿衡」と述べていた。そこでは問題にならなかったこの言葉がここで問題になったのは、基経の家司藤原佐世らが「阿衡」は典職なしと断じたことによる。このことは基経が、自分は摂政ではなく関白である、とする一方、関白そのものは決して閑職ではないと考えていたことを示している。この点は重要である。基経は関白を実のある重職と考えており、名誉職に甘んじる気は毛頭なかったことを物語っている。

それにしても最初の詔に見られなかった「阿衡」の語が二度目の勅に何故用いられたのか。思うにそれは、光孝の時、基経の立場を表すのに用いられた「阿衡」を持ち出すことで、基経に対するより大きな敬意を示したものであろう。基経に全面的に頼る宇多としては、すべて「旧事の如く」＝光孝朝にならったつもりであったのだ。そこに悪意などあろうはずはなかった。

宇多は事情がよく分からないままに左大臣源融をして基経を慰撫せしめたが、聞き入れられず、基経の政務のボイコットはほぼ一年間も続くことになる。宇多が長大息が出るといったのは（『宇多天皇御記』）、この間のことである。それにしても基経は事件の最中、何故自分の意見を宇多に伝えなかったのか、と疑いたくもなる。その意味で良房ほどの権勢欲はなかったとしても、陰湿さは免れがたいし、スケールの大きさは感じとれない。

それはともかく、基経が宇多に要求したのが何であったかは、翌仁和四年（八八八）六月二日、宇多が源融の助言に従って先の勅を取り消し、あらためて下した勅に明らかである。それは、

去十一月廿一日下二詔書一云、万機巨細皆関二白於太政大臣一、然後奏下、而上レ表天、固執二閑退之志一、爰即令下二左大弁橘朝臣広相一作中

勅答、而下之、其結句云、以阿衡之任為卿之任、而尚持疑、不肯視事、天下之務皆尽擁滞多利、於是使明経紀伝之道人々等勘申之、申云、阿衡者是殷世三公官名、三公者坐而論道、无典職止申世利、然則以三公之貴天、更煩碎之務乎聞給倍久毛不在奈利、然而朕之本意波、万政乎関白天、欲頼其輔導止之天奈毛奴、前詔波下世流、而奉旨作勅答之人広相加引阿衡波、已乖朕本意多流奈利、宇倍母弥固久辞退之坐奈利止介、驚支御坐之天、更重天述御意天宣久、太政大臣自今以後、衆務乎輔行比百官乎統賜倍、応奏之事、応下之事、如先諮禀与、朕将垂拱而仰成止宣、御命乎衆食止宣、

というものであった（『政事要略』巻三十）。

主旨は「阿衡の任を卿の任と為せ」といったことが基経を怒らせ、そのために国政が渋滞したことを述べたあと、これを打開するために学者らの勘文を徴したところ、「阿衡」は坐して道を論ずるだけのもので典職なしというのが一致した意見であった。そうであるなら、確かにそうした貴い人に政務を執ってもらうことは出来ないであろう（だから阿衡の語を用いたのは間違いだった）。しかし朕の本意は基経が万政を関白し自分を教導補佐してくれることであって、そのために前詔を下したのだ。しかし広相が「阿衡」の語を引用したのは朕の真意に背くものであって、基経がますます固辞するのは当然のことであった、といい、改めて「衆務乎輔行比百官乎統賜倍、応奏之事、応下之事、如先諮禀与」、すなわち光孝時代とそっくりの立場、関白を命じている。

ここから知られるのは、第一に、ここにきて宇多が関白あるいは基経の立場を明確にしていること、第二に、勅には記されていないが、摂政と関白の違いについても理解していること、である。基経の職掌について、以前あれほど用いていた「摂政」の語がここではまったく出てこないのが何よりの証拠である。換言すれば光孝時代に明確になっていた概念と同じになったことであろう。これは自分の立場が関白であるとした基経の意向に従ったものといってよい。およそ一ヵ年に及ぶ基経のサボタージュの間に、さすがに宇多側もその理解に到達したのである。その意味で事態は落ち着くところに落ち着いたのであり、またその限りにおいて基経は決して不当な要求をしていたわけではない。

阿衡事件の裏には、宇多に寵愛された橘広相と基経側の佐世を中心とする学者間の陰湿な対立があったことも事実であるが、宇多が成人であったことに加えて、ミウチ関係がなかっただけに基経の立場について議論の生じる余地があったことは確かである。そこで基経の位置付けを明確にしようとしたことが却って裏目に出てしまった。しかし、なによりも宇多自身が問題の本質をつかんでいなかったところに事件を複雑にした最大の原因があったといってよい。

しかし、こののち一時期の中断を経て摂政・関白が常置されるようになった基経の子忠平の時には、両者の概念は明確なものとなっている。すなわち妹穏子の生んだ幼帝朱雀の摂政となった忠平は、天皇の元服後は関白に改められている。しかも、その切り替えが「仁和の故事」（『日本紀略』）にならったとされていることに留意したい。仁和の故事とは、光孝の時の基経の例ということで、その時期に摂政・関白の概念がほぼ出来上がっていたことを示している。宇多の阿衡事件

は、その段階よりも逆行したために起った事件に他ならない。

むすび

「阿衡の紛議」に関する従来の研究に欠けていたのは、もっぱら基経（側）の対抗的な反応を見るにとどまり、宇多天皇側の言説についての検討が殆どなかったことである。基経はすでに光孝朝を通して、幼年天皇と成人天皇とで後見者としての立場・権限の違い、すなわち「摂政」と「関白」に違いがあることを了解していたが、宇多天皇方はそのことを理解していなかった。本稿はその点に着目することによって、この事件の真相を明らかにした。この事件を経たあと、摂政・関白の立場・権限は明確となる。

したがって阿衡の紛議を検討することは、そのまま出現期における摂政・関白の本質を論ずることでもあったが、これについても従来の研究は基本的な理解に欠けていた。それは摂政が天皇の父、すなわち上皇が不在の際、それに代わり、その立場を踏襲する形で登場したという視角がなかったことである。

したがってその権限も当初は上皇権そのものであった。当初の摂政―とくに良房の場合―は天皇の年齢に関係なくその立場を維持し、天皇が成長しても関白に切り換えられなかったのがそのことを端的に示している。その意味で摂政は譲位の制がなければ登場する可能性はなかったといってよい。[16]

しかし十世紀初期に定着した段階の摂政・関白は、ミウチ関係だけが肥大化して外祖父であることが要件となり、上皇の存否とは無関係となった。これはミウチ関係に配慮するあまり、みずからの立場を放棄する上皇が続いたことによる必然の結果である。天皇の年齢によって摂政・関白という立場・権限が細分されるようになったことと合せて、これが出現期の摂政・関白とのもっとも大きな違いである。

その点で九世紀末に起きた阿衡の紛議は、天皇の後見者をその父（上皇）から母方の祖父（外祖父）へ移行させた紛争であり、摂政・関白を中枢とする貴族政治の成熟を促した事件であったといえるであろう。

註

① 阿衡事件を取り上げたものとしては坂本太郎『菅原道真』（昭和三十七年）、弥永貞三「阿衡の紛議」（『日本と世界の歴史』六所収、昭和四十五年）、所功「寛平の治の再検討」（『皇学館大学紀要』五、昭和四十五年）などがある。

② たとえば竹内理三「摂政・関白」（『律令制と貴族政権』第二部所収、昭和三十三年）、角田文衛「尚侍藤原淑子」（『紫式部とその時代』所収、昭和四十一年）、橋本義彦「太政大臣沿革考」（『平安貴族』所収、昭和六十一年）、笹山晴生「平安初期の政治改革」（『岩波講座日本歴史』古代三、昭和五十一年）、森田悌「太政官制と摂政・関白」（『古代文化』一二九―五、昭和六十二年）、目崎徳衛「摂政良房」「関白基経」（『王朝のみやび』所収、昭和五十三年）など。

③ 『三代実録』貞観十八年（八七六）十二月四日条には「臣謹撿二故事一、皇帝之母、必升二尊位一、又察二前修一、幼主之代、太后臨レ朝、陛下若宝重天下一、憂二思幼主一、則皇母尊位之後、（以下略）」とある。

④ 瀧浪「奈良時代の上皇と『後院』」（『日本古代宮廷社会の研究』所収、平成三年）。

⑤ 瀧浪「薬子の変」「薬子の変と上皇別宮の出現」（注④前掲書）

⑥ 瀧浪「女御・中宮・女院―後宮の再編成」（『論集平安文学』三所収、平成七年）。

⑦ 瀧浪「孝謙天皇の皇統意識」（注④前掲書）。

⑧ 瀧浪、注⑥前掲論文。

⑨ 良房が嘉智子と連繋して実現した道康立太子は藤原京時代、持統と共に文武天皇の即位を実現した藤原不比等を彷彿とさせる。端的に言えば良房自身、〝平安朝の不比等〟たろうとしていた気配がある。瀧浪『平安建都』（平成三年）参照。

⑩ 『三代実録』（貞観八年八月十九日条）によれば、「勅二太政大臣一、摂二行天下之政一」とあり、ここに摂政という言葉はないが、これが事実上の「摂政」とみてよい。

⑪ 竹内理三「『知太政官事』考」（『律令制と貴族政権』第一部所収、昭和三十三年）。

⑫ 村井康彦『律令制の虚実』（昭和五十一年）。

⑬ 瀧浪「初期平安京の構造―第一次平安京と第二次平安京―」（註④前掲書）。

⑭ 阿衡については『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月二十五日条に、「其伊尹有莘之媵臣、一佐二成湯一、遂荷二阿衡之号一」と記すのが初見で、ここは宰相の意。

⑮ 瀧浪、注⑨前掲書。

⑯ 譲位の制はそもそも中国から導入されたが、それが制度的に定着することのなかった中国で摂政・関白、すなわち摂関政治が出現しなかった理由と考える。